

令和4年7月15日

保護者のみなさまへ

高原町立後川内小学校
校長 谷之木智子
高原町立後川内中学校
校長 鎌田 浩二

教職員による児童生徒へのわいせつ行為等の防止について

盛夏の候 保護者のみなさまにおかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から本校の教育活動に対してご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、近年、全国的にわいせつ行為等により懲戒処分等を受けた教職員の数が増加傾向にあり、今年4月より「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されました。

この法律を受けて、県全体でも児童生徒へのわいせつ行為等の根絶に向けて、取り組んで参りますが、本校におきましても、「不祥事は絶対に起こさない」という覚悟で、全力で取り組みます。

つきましては、本校として下記のとおり対応しますことをご連絡申し上げますとともに、趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますよう、どうぞよろしく願いいたします。

記

- 1 セクハラ・わいせつ行為等に関する相談窓口は、以下のとおりですので、何かありましたら遠慮なくご相談ください。
 - 学校内：校長・教頭・生徒指導主事・養護助教諭・PTA 会長・PTA 副会長
 - 高原町教育委員会 教育総務課 電話：42-1484
- 2 教職員が児童生徒とメール・SNS 等でやりとりすることを原則として禁止しています。ただし、やむをえない場合は、校長の許可を得ることとしています。
- 3 教職員は、児童生徒からの相談がある場合は、メール等で行わず、管理職等に報告した上で、学校での直接面談で行うこととしています。
- 4 児童生徒からも、安易にメール等を教職員に送信することがないように指導しています。
- 5 教職員は、児童生徒を私的な理由で自分の車に同乗させないこととしています。
- 6 教職員は、児童生徒を私的な理由で自宅に招かないこととしています。

(文書取扱 後川内小学校・後川内中学校教頭)